

大学教育研究連携に関する協定書

前橋工科大学と共愛学園前橋国際大学（以下「両団体組織」という。）は、大学相互の交流と協力を促進し、両大学の教育研究機能の向上及び連携して地域活性化や地域の課題解決に取り組み、もって地域文化の更なる発展を図ることを目指して次のとおり協定を締結する。

1. 両団体組織は、標記の目的を達成するために連携・協力して次の事項の実行を図るものとする。

- (1) 地域づくりの連携についての相互協力及び構成員の交流。
- (2) 地域文化発展のための教育研究の相互協力及び学術交流。
- (3) その他必要な事項

2. 両団体組織は、相互信頼と互惠原則に基づく連帯を相互協力と交流の基本とする。

3. 連携事業の実施に関し、両団体組織はそれぞれにおいて発生した費用については、原則としてそれぞれが自ら負担するものとする。

4. この協定の有効期間は、平成25年2月18日から平成25年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までにいずれかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

この協定についての改訂は、両団体組織が協議し、決定する。

この協定成立を証するために、協定書2通を作成し、両団体組織が各1通ずつ保管することとする。

平成25年 2 月 18 日

前橋工科大学 学長

辻 幸和 

共愛学園前橋国際大学 学長

平田 郁美 